たばこの害について

問合せ　健康増進課
☎ 072-956-1000

『たばこ』は吸い始めると中々やめることができません。吸う人はもちろん、吸っていない人にも害が及んでいます。たばこの害について知っておきましょう。

肌への影響

◆お肌のツヤ、ハリが失われシワが増えます。

たばこの臭い

◆髪や服にたばこの臭いが染みつきます。

妊娠への影響

◆流産や早産になるリスクが高まります。

お口への影響

◆歯は黄ばみ、黒ずみが出やすくなります。
◆歯周病にかかりやすくなります。

がんになるリスクを高める

◆肺がんや乳がんなどになるリスクが高まります。

骨への影響

◆骨量が減り、骨粗しょう症になりやすくなります。

たばこを吸うと『ストレス解消』になるの？

たばこに含まれる**ニコチン（依存性物質）**が切れて
イライラしている状態が、元に戻るだけなのです！！

健康増進法の一部が改正され、また、受動喫煙防止対策が強化されました。多くの人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となります。

★たばこをやめたい人は…　日本禁煙学会　禁煙外来

「健康増進法の一部を改正する法律」
①「望まない受動喫煙」をなくす
②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する
③施設の類型・場所ごとに対策を実施する

「大阪府受動喫煙防止条例」
①府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる
②万博開催の 2025 年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

教えて 消費生活 Q&A

～賃貸住宅の原状回復～

Q. 賃貸マンションを退去することになり、綺麗に使ってきたつもりだが、退去時に管理会社との立会いで「敷金はリフォーム代に充てる」と言われた。納得がいかない。

A. 原状回復以上の費用を負担する必要はありません。原状回復といっても、新築のように綺麗に戻すわけでなく、貸借人の故意、過失の他通常の使用を超えるような使用による損耗や毀損（きそん）分を復旧することとされています。納得できない請求に対しては、国土交通省の「ガイドライン」を参考に交渉しましょう。

★入居時・退去時は双方立会いのもと現場確認し、損耗箇所等については、写真を撮ったり書面にして残しておきましょう。

≪消費生活相談≫
毎週(月)(水)(木)(金) 10：00 ～ 12：00／13：00 ～ 15：30
まずは電話でお問い合わせください。
消費生活センター（市役所本館２階）☎ 072-947-3715（直通）

引越しをされるときは お早めにご連絡を！

水道局からのお願い

◆水道の使用を中止されるとき
引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの２～３日前までには必ずご連絡ください。
ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

◆新たに水道を使用されるとき
水道を使用される2～3日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。

＊お支払いは便利な口座振替を
水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続きをしてください。

水道料金お客様センター　☎ 072-957-7770（直通）
●取扱時間：平日 9：00 ～ 17：30　(土)(日) 9：00 ～ 17：00
※(祝)、年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）は休業
水道局　☎ 072-958-1111（代表）水道料金お客様センター（内線 5021 ～ 5024）